

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1 日時

4月26日（木）午後1時から午後5時まで

### 2 場所

札幌地方，家庭裁判所滝川支部

### 3 出席者

（委員）奥田正昭，鹿内啓子，高崎 暢，高見 進，玉木 健，西本仁久，橋本邦江  
山崎 学（五十音順 敬称略）

（説明者）地裁事務局長尾方正之，地裁経理課長伊藤 彰，滝川支部庶務課長兼主任書記官竹田喜明

（庶務）井田久敏，高嶋博之

### 4 議事等

#### (1) 庁舎見学

各委員庁舎見学（地裁経理課長から庁舎概要について説明）

#### (2) 意見交換

##### ア 新委員の自己紹介

新たに委員となった西本委員及び山崎委員から自己紹介があった。

（以下，発言者は，：説明者，：委員長，：委員，：庶務 と表示）

##### イ 委員長の選任について

委員長選任についての従前の協議を踏まえ，山崎委員が前々所長の残任期中（7月末まで）は委員長の職にあり，委員長として議事を進めることにつき了承された。

地裁委員会の性格から，所長が委員長となることについては，考えなければならぬ課題であることを一言申し述べておく。もっとも，本日の結論については異論はない。

次期の委員会の委員長選任については，新たな委員において，今の御意見も含めて協議のうえ進めていきたい。

##### ウ 庁舎の感想等について

庁舎見学を踏まえて，新営庁舎及び滝川支部の事件処理体制等について意見交換がなされた。なお，その際に，説明者から，裁判官の配置状況，開廷日等について説明があった。

庁舎新営に当たって，弁護士会から当事者本人と代理人の打合せ室を設けるよう要望があったと思うが，予備室は打合せ室として使用できるのか。あるいは，

別の部屋が使用できるのか。

予備室は、通常、調停室や家裁調査官の調査室として使用している。打合せは、まずは弁護士待合室を利用させていただくことを考えているが、他の代理人がいることで打合せに不都合ということであれば、予備室や他の空き部屋を使用できるよう対応している。

滝川支部で扱っていない事件は、どのような事件か。

合議事件及び少年事件については、取り扱っていない。それらの事件は、岩見沢支部で取り扱うことになる。

執行事件のうち不動産執行事件と債権執行事件については、平成19年1月から、本庁に集約して処理するようになった。従前は、裁判官が常駐していない支部の執行事件は、迅速に処理できなかつたり、難しい事件に時間がかかたりしたこともあったが、本庁に集約し処理体制を整えたことで、今まで以上に適切迅速に事件処理を行えるようになっている。なお、競売事件の物件情報については、滝川支部でも見ることはできる。

法廷や待合室等は、非常に立派であるという印象である。今は、大都市の裁判所よりも田舎の方が立派であるという印象である。弁護士との打合せがなく、廊下で打ち合わせているような庁もある。

是非、札幌の裁判所でも、調停事件の申立人の控室、相手方の控室を設けていただきたいと思います。昔は当事者の控室があったのだが、事件数が多くなり、控室を調停室に改修したため、今はない状態である。調停事件の処理にあたっては、申立人や相手方の控室があった方がよいと思う。

現在、犯罪被害者支援の対策が求められている状況で、被害者が証人として裁判所に出頭する場合、特別な控室を設けるべきであるという議論もあるが、その点について、この庁舎ではどのような対応となるのか。

そのような場合は、予備室を利用するというを考えている。予備室には、ビデオリンク方式の配線もつながっている。

その点については、裁判所の意見としては、犯罪被害者の控室を設けて、その旨を表示することがいいのか、難しい問題であると考えている。既存の部屋を利用して、表示のない部屋で待ついただくのがいいという考えもある。裁判所は、その点は、非常に配慮していると思う。実際に、開廷日の前に部屋に入る経路などについて予行演習までしているくらいである。裁判所は、見えないところでけっこう努力していると思う。

庁舎としては、非常に利用しやすい印象だが、後は、職員の方の対応の仕方だ

と思う。

接遇の面で気を付けている点として、どの裁判所でも行っていることと思うが、当支部でも、まず、来庁者の話をよく聴き、用件を把握する、そして、内容を確認したうえで、例えば、プライバシーの配慮が必要な内容であれば、別室でお話を聴くなどの対応をしている。

弁護士会滝川支部には、2名の弁護士が登録しているが、依頼者からもっと弁護士がいたらという声は大きいと思う。弁護士会としても、とりわけ滝川以外の芦別などの周辺地での法的サービスは十分でないという認識でいる。ただ、滝川にも中空知法律相談センターが設けられていて、週2回開設して、滝川と岩見沢の弁護士が対応している。

開廷日の関係で、証人調べの期日が入らないという状況はないのか。

毎週1回の開廷日（そのうち1回は週2日の開廷日）を設けているので、基本的には対応できていると認識している。

過去には、繁忙な状況の際には、本庁からのてん補を増やして対応した例もあるので、開廷日については、状況に応じて対応できると考えている。

#### エ 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会、司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート調査について

本日委員に配布させていただいたが、昨年度に実施されたアンケートとほぼ同内容である。昨年度と同様に対応することでよろしいか、お諮りしたいと思う。

差し支えなし。なお、前回の調査の回答についての集約結果も配布していただきたい。

庶務の方で回答案を作成し、次回の委員会でお諮りしたい。また、前回の回答結果も配布する。

#### オ 次回の地裁委員会の議題について

次回、2年間あるいは4年間の総まとめとしての委員会を開催するのが適切と考えているが、いかがか。

2年間でどのような事項を話し合ってきたのかを振り返ることと、それを踏まえ感想を述べ合いながら、委員会として足りないところはなかったか話し合うこと、文書として残しておくことも意義があるのではないかと考えている。次に委員になる方にとっても、それが委員会のイメージとなると考えている。

これまで開催した委員会の活動経過やテーマをとりまとめて事前に委員の方々に配布したい。また、前回中間報告を行った来庁者アンケートの結果も御報告したいと考えている。

5 次回の予定について

平成19年7月18日(水)午後3時 札幌地方裁判所において開催する。